

定した場合においては、告訴を行った国に対して、又は第二三条1が適用される場合には安全保障理事会に対して、その旨を通知する。

4 統括部は、検察官の要請に応じて、起訴状を修正することができる。その場合には、統括部は、被告人が修正について通知を受け、かつ防衛を準備するために十分な時間をもつことを確保するために、必要な命命を行う。

5 統括部は、裁判の実施のために必要なそれ以外の命命を行うことができる。このような命命には、次のものを含む。

(a) 裁判において用いる一又はそれ以上の言語を決定するもの

(b) 検察官が所持する文書その他の証拠を、検察官がその証拠に依拠することを意図するかどうかを問わず、防衛を準備することを可能とするために公開の開始前に十分な時間において、弁護側に開示するよう求めるもの

(c) 両当事者が公開において決定されるべき争点について十分に認識することを可能とするように、検察官及び弁護側の間の情報の交換について規定するもの

(d) 被告人、被害者及び証人、並びに秘密情報の保護について規定するもの

第二八条(逮捕) 1 統括部は、検察官の要請に応じて、捜査が開始された後いつでも、次の場合には被疑者の仮拘禁のための令状を発行することができる

(a) 被疑者が裁判所の管轄権内にある犯罪を行ったのではないかと疑うに足りる相当な理由が存在すること、及び

(b) 被疑者が、仮拘禁を受けないならば審理に出廷しないかもしれないこと。

2 仮拘禁を受けた被疑者が、拘禁の後九〇日以内に又は統括部が認められた場合には、その後の期間内に起訴状が確認されなかったならば、拘禁を解かれること。

の異議申立ては、規則に従って次の場合に行うことができる。

(a) 審理の開始以前又は開始の時に、被告人又は、(i) ずれかの関係国によって、及び、(ii) それ以後のいずれかの時に、被告人によって

第三五条(受理許容性) 裁判所は、公判の開始以前のいずれかの時に被告人の請求又は関係国の要請に応じて、若しくは職権によって、前文に規定するこの規程の目的を考慮して、次のいずれかの理由によって提起された事件が受理不許容であると決定することができる。

(a) 当該犯罪はそれに対して管轄権を有する国によって正当に捜査され、訴追を行わないうる当該国の決定は一見したところ十分な根拠を有すること。

(b) 当該犯罪は捜査権を有し又は有することのある国によって捜査されており、裁判所が当該の犯罪に関してし当たりそれ以上の行動を行う理由がないこと。又は、

(c) 当該の犯罪は裁判所がそれ以上の行動を行うことを正当とするほどの重大性を有しないこと。

第三六条(第三四條及び第三五條に従った手続) 1 第三四條及び第三五條に従った手続においては、被告人及び告訴を行った国は、聴取を受ける権利を有する。

2 第三四條及び第三五條に従った手続については、第一審裁判部が決定を行う。ただし、第一審裁判部が、争点の重要性にかんがみて問題を上訴裁判部に付託するべきであると考えられる場合は、この限りでない。

第三七条(被告人が出廷する公判) 1 原則として、被告人は、公判に出廷するべきである。

2 第一審裁判部は、次の場合には被告人が欠席のまま公判を進めるよう命じることができる

(a) 被告人が身柄を拘束されているか又は公判前に

3 権利を有する。

4 検察官は、起訴状の確認の後に実行可能な限り速やかに、統括部に対して被告人の逮捕及び移送のための令状を請求する。統括部は、次のことを確認しない限り、令状を発行する。

(a) 被告人が自発的に出廷するであろうこと。又は、

(b) さし当り令状の発行を不必要とする特別の事情があること。

4 逮捕された者は、逮捕の時にその理由を告げられるものとし、かつ被疑事実を速やかに告げられる。第二九条(公判前の抑留及び釈放) 1 逮捕された者は、逮捕が行われた国の司法官憲の前に速やかに連れていかれる。司法官憲は、その国において適用される手続に従い、逮捕が正当に決定されたこと、及び被告人の権利が尊重されたことを決定する。

2 逮捕された者は、統括部に対して公判前の釈放を申請することができる。統括部は、被告人が公判に出廷するであろうことを確認する場合には、無条件で又は保釈金の支払いを条件として被告人を釈放することができる。

3 逮捕された者は、統括部に対して逮捕又は抑留がこの規程に従って合法かどうかを決定するよう申請することができる。統括部は、逮捕又は抑留が違法であると決定する場合には、被告人の釈放を命じるものとし、かつ補償の支払いを命じることができる。

4 逮捕された者は、公判又は保釈金の支払いを条件とする保釈が行われるまでは、逮捕が行われた国、公判が行われる国、又は必要な場合には受入国において、適当な抑留の場所に抑留される。

第三〇条(起訴状の通知) 1 検察官は、逮捕された者に対して、その者が身柄を拘束された後できるだけ速やかに、その者が理解する言語による次の文書の真々の写しを、直接に送達するように確保する。

(a) 被疑者が仮拘禁を受けている場合には、逮捕の

釈放されており、かつ被告人の安全又は健康上の理由により、出廷することが被告人にとって望ましくない場合

(b) 被告人が継続的に公判を妨害する場合、又は、被告人がこの規程に従って合法的な身柄拘束から逃亡し、又は保釈中に逃亡した場合、この規程に従った被告人の権利が尊重されるよう確保し、特に次のことを確保する

(a) 被告人に被疑事実を知らせるために、合理的なすべての措置をとること

(b) 必要な場合には裁判所が指名する弁護人によって、被告人が法的に代表されていること

4 被告人の故意の欠席によって公判を開くことができないうる場合には、第一審裁判部は、規則に従って、次の目的のために起訴裁判部を設置することができる

(a) 証拠を記録すること。

(b) 証拠が、裁判所の管轄権内に入る犯罪の一応の証拠がある事件の存在を立証するかどうかを審理すること。

(c) その者について一応の証拠がある事件が立証された被告人に対して、逮捕状を発行し公表すること。

5 被告人が後にこの規程に従って裁判を受ける場合

(a) 起訴裁判部に提出された証拠記録は、受理される。

(b) 起訴裁判部を構成したいずれかの裁判官は、第一審裁判部を構成してはならない。

第三八条(第一審裁判部の職務及び権限) 1 公判を開始するに当たって、第一審裁判部は、次のことを

(a) 起訴状を明読させること。

(b) 適切な防衛を準備することを可能とするために公判の開始前に十分な時間において、第二七条5

理由を述べた文書

(b) その場合には、確認された起訴状

(c) この規程に従った被告人の権利について述べた文書

2 1(a)が適用される事件においては、起訴状は、確認後六〇日を経ても第二八条3に従って発行された逮捕状に従って被告人が身柄を拘束されず、又は何らかの理由によって1の要件が遵守できない場合には、統括部は、検察官の申請に応じて、起訴状を被告人に知らせるその他の方法について指示を行う。

第三二条(訴訟を援助するために利用に供される者)

1 検察官は、締約国に対して、2に従って訴追を援助する者を提供するよう要請することができる。

2 そのような者は、別段の合意がない限り、訴訟の期間中利用可能とされるべきである。これらの者は、検察官の指揮に従って勤務し、この規程に従った職務の遂行に当たって検察官以外のいずれかの政府又は他のものから指示を求め又は受けてはならない。

3 この条に従ってこれらの者を利用して供する期間及び条件は、検察官の勧告に基づいて統括部が承認する。

第五部 公判

第三二条(公判の場所) 統括部が別段の定めをする場合を除くほか、公判の場所は、裁判所の所在地とする。

第三三条(適用法規) 裁判所は、次のものを適用する。

(a) この規程

(b) 適用可能な条約並びに一般国際法の原則及び規則、及び、

(c) 適用可能な限り、国内法の、いずれかの規則

第三四条(管轄権への異議申立て) 裁判所の管轄権へ

(b) 及び第三〇条が遵守されるよう確保すること。

(c) この規程に従った被告人のその他の権利が尊重されたことを確認すること。及び、

(d) 被告人に有罪又は無罪の陳述を行うことを許すこと。

2 第一審裁判部は、公判がこの規程及び規則に従い、被告人の権利を十分に尊重しかつ被害者及び証人の保護に妥当な考慮を払って、公正かつ速やかに行われるよう確保する。

3 第一審裁判部は、規則に従うことを条件として、同じ事実状況から生じる二以上の被告人に対する被疑事実を聴取することができる。

4 公判は、公開で行う。ただし、第一審裁判部が、第四三条に従い、又は証拠として提出されるべき秘密の若しくは微妙な情報を保護する目的のために、一定の手続を非公開で行うことを決定する場合は、この限りでない。

5 第一審裁判部は、この規程及び規則に従うことを条件として、当事者の請求により又は職権によって、特に次のことを行う権限を有する

(a) 裁判所が発行しない被告人の逮捕状及び移送令状を発行すること。

(b) 証人の出廷及び証言を要求すること。

(c) 文書その他の証拠資料の提出を求めること。

(d) 証拠の受理許容性又は関連性について判定を行うこと。

(e) 秘密の情報を保護すること。及び、

(f) 聴取の過程において秩序を維持すること。

6 第一審裁判部は、手続を正確に反映する公判の完全な記録を、書記が維持し及び保存することを確保する。

第三九条(非刑法定主義) 被告人は、当該の作為又は不作为が生じた時点において、次のいずれかに該当するものでなければ、有罪とされない。

(a) 第二〇条の(a)から(d)までに規定する犯罪に関する

1016 国際刑事裁判所規程草案

1 検察官は、起訴状の確認の後に実行可能な限り速やかに、統括部に対して被告人の逮捕及び移送のための令状を請求する。統括部は、次のことを確認しない限り、令状を発行する。

(a) 被告人が自発的に出廷するであろうこと。又は、

(b) さし当り令状の発行を不必要とする特別の事情があること。

4 逮捕された者は、逮捕の時にその理由を告げられるものとし、かつ被疑事実を速やかに告げられる。第二九条(公判前の抑留及び釈放) 1 逮捕された者は、逮捕が行われた国の司法官憲の前に速やかに連れていかれる。司法官憲は、その国において適用される手続に従い、逮捕が正当に決定されたこと、及び被告人の権利が尊重されたことを決定する。

2 逮捕された者は、統括部に対して公判前の釈放を申請することができる。統括部は、被告人が公判に出廷するであろうことを確認する場合には、無条件で又は保釈金の支払いを条件として被告人を釈放することができる。

3 逮捕された者は、統括部に対して逮捕又は抑留がこの規程に従って合法かどうかを決定するよう申請することができる。統括部は、逮捕又は抑留が違法であると決定する場合には、被告人の釈放を命じるものとし、かつ補償の支払いを命じることができる。

4 逮捕された者は、公判又は保釈金の支払いを条件とする保釈が行われるまでは、逮捕が行われた国、公判が行われる国、又は必要な場合には受入国において、適当な抑留の場所に抑留される。

第三〇条(起訴状の通知) 1 検察官は、逮捕された者に対して、その者が身柄を拘束された後できるだけ速やかに、その者が理解する言語による次の文書の真々の写しを、直接に送達するように確保する。

(a) 被疑者が仮拘禁を受けている場合には、逮捕の

理由を述べた文書

(b) その場合には、確認された起訴状

(c) この規程に従った被告人の権利について述べた文書

2 1(a)が適用される事件においては、起訴状は、確認後六〇日を経ても第二八条3に従って発行された逮捕状に従って被告人が身柄を拘束されず、又は何らかの理由によって1の要件が遵守できない場合には、統括部は、検察官の申請に応じて、起訴状を被告人に知らせるその他の方法について指示を行う。

第三二条(訴訟を援助するために利用に供される者)

1 検察官は、締約国に対して、2に従って訴追を援助する者を提供するよう要請することができる。

2 そのような者は、別段の合意がない限り、訴訟の期間中利用可能とされるべきである。これらの者は、検察官の指揮に従って勤務し、この規程に従った職務の遂行に当たって検察官以外のいずれかの政府又は他のものから指示を求め又は受けてはならない。

3 この条に従ってこれらの者を利用して供する期間及び条件は、検察官の勧告に基づいて統括部が承認する。

る訴追については、当該の作為又は不作為が国際法に従って犯罪を構成すること。

(b) 第二〇条(ホ)に規定する犯罪に関する訴追については、当該の条約が被告人の行為につき適用可能であったこと。

第四〇条(無罪の推定) 被告人は、法に従って有罪であることが証明されるまでは、無罪であると推定される。被告人の有罪を、合理的な疑いを容れないように立証する責任は、検察官にある。

第四一条(被告人の権利) 1 この規程に従って問われている罪の決定に当たっては、被告人は、第四三條に従い公正かつ公開の聴取を受ける権利を有し、並びに次の最低限の保障を受ける権利を有する。

- (a) 被告人が理解する言語で速やかにかつ詳細にその罪の性質及び理由を告げられること。
- (b) 防衛の準備のために十分な時間及び便宜を手与えられ並びに被告人が選任する弁護人を連絡すること。
- (c) 不当に遅滞することなく裁判を受けること。
- (d) 第三七条2に従うことを条件として、公判に出席すること、及び直接に又は被告人が選任する弁護人を通じて防衛を行うこと。弁護人がない場合には、弁護人をもつ権利を告げられ、かつ被告人が十分な支払手段を有しないときは費用を負担することなく裁判所が選任する弁護人をもつこと。
- (e) 検察側の証人を尋問し又はこれに對し尋問させること、並びに検察側の証人と同じ条件で弁護側の証人の出席及びこれに対する尋問を求めること。
- (f) いずれかの手続又は裁判所に提出された文書が被告人が理解すること及び話すことができないう語によるものである場合には、費用を負担することなく能力のある通訳の援助を受けること及び公正さを確保するために必要な翻訳を提供されること。

(g) 供述又は有罪の自白を強要されないこと。

2 裁判所は、科される拘禁刑の刑期及び罰金の金額を決定するに当たって、次の法が規定する刑罰を考慮することができる。

- (a) 有罪の判決を受けた者がその国民である国の法が被告人の身柄を拘束し及び被告人に対して管轄権を有する国の法。
- (b) 有罪の判決を受けた者がその国民である国の法の又一はそれ以上に引き渡すことができる。
- (c) 書記に対して、公判の費用をまかなうために犯罪の被害者がその国民である国に対して犯罪の被害者の利益のために国際連合事務総長が設立する信託基金に対して。

第六部 上訴及び再審

第四八条(判決又は量刑に対する上訴) 1 検察官及び有罪の判決を受けた者は、規則に従い、第四五条又は第四七条に従った決定に対して、手続の誤り、事実若しくは法の錯誤、又は犯罪と量刑との不均衡を理由として、上訴を行うことができる。

2 第一審裁判部が別段の命令を行う場合を除くほか、有罪の判決を受けた者は、上訴まで引き続き身柄を拘束される。

第四九条(上訴に関する手続) 1 上訴裁判部は、第一審裁判部が有するすべての権限を有する。2 上訴裁判部は、上訴された手続が不公平であるか又は決定が事実若しくは法の誤りによって影響を受けていると判断する場合には、次のことを行うことができる。

- (a) 有罪の判決を受けた者が上訴を行ったときには、決定を破棄し若しくは修正し又は必要な場合には、新しい公判を命じること。
- (b) 検察官が無罪の判決に対して上訴を行ったときには、新しい公判を命じること。
- (c) 上訴が量刑に対して行われ、上訴裁判部が量刑は

2 結審の以前に検察官が入手した無罪の証拠は、弁護側の利用に供する。この項の適用に関して又は証拠の受取許容性について疑いがある場合には、第一審裁判部が決定を行う。

第四二条(一事不再理) 1 いかなる者も、第二〇条に規定する種類の犯罪を構成する行為であつて既にこの裁判所において裁判を受けたものについて、他のいかなる裁判所においても裁判を受けることはならない。

2 第二〇条に規定する種類の犯罪を構成する行為について他の裁判所による裁判を受けた者については、この規程の下では次の場合にのみ裁判することができ。

- (a) 当該他の裁判所が、当該の行為を通常の犯罪であつてこの裁判所の管轄権内にある犯罪ではないと性格づけた場合。
- (b) 当該他の裁判所における手続が公平な若しくは独立したものでなかった場合、国際的な刑事上の責任から被告人を保護することを意図したものであつた場合又は訴訟が誠実に行われなかつた場合。

3 裁判所は、この規程に基づいて有罪の判決を受けた者に科する刑罰を検討するに当たつて、その者に對し同一の行為について他の裁判所が科した刑罰が既にどの程度執行されているかを考慮する。

第四三条(被告人、被害者及び証人の保護) 裁判所は、被告人、被害者及び証人を保護するために公開の手続を行ひ又は電子的若しくはその他の特別の方法による証拠の提出を認めることができる。

4 上訴裁判部の決定は、裁判官の過半数によつて行い、公開の法廷において行ひ渡す。六名の裁判官が決定を構成すること。

5 第五〇条に従うことを条件として、上訴裁判部の決定は、最終とする。

第五〇条(再審) 1 有罪の判決を受けた者又は検察官は、規則に従い、有罪の判決が言い渡され又は確認されたときにおいて請求者が利用することができる。かつ有罪の判決において決定的な要素であり得た証拠が発見されたことを理由に、統括部に対して有罪の判決の再審を請求することができる。

2 統括部は、事情に応じて検察官又は有罪の判決を受けた者に対して、請求を受理すべきかどうかに関する書面の見解を提出するよう求めることができる。

3 統括部は、新しい証拠は有罪の判決の再審に導く可能性があるという見解である場合には、当該の裁判部が当事者の聴取を行った後に新しい証拠が有罪の判決の再審に導くかどうかを決定するように、次のことを行うことができる。

- (a) 第一審裁判部を再招集すること。
- (b) 新しい第一審裁判部を設置すること。又は、問題を上訴裁判部に付託すること。

第七部 国際協力及び司法上の援助

第五一条(協力及び司法上の援助) 1 締約国は、この規定に従つて、刑事捜査及び手続に関して裁判所と協力する。

2 書記局は、いずれの国に對しても犯罪に関して協力及び司法上の援助の要請を送付することができる。要請事項には次のものを含むが、これらには限らな

- (a) 人の身元確認及び所在

には訴追するために、裁判所と協力する。

3 裁判所は、証拠の関連性又は受取許容性について判断することができるように、提出に先立って証拠の性質につき通知を受けるよう求めることができる。

4 裁判所は、公知の事実の証明を求めず、その事実を裁判所に顯著なものと認めることができる。

5 この規程又はその他の国際法の規則の重大な違反によつて得られた証拠は、受理されない。

第五五条(定足数及び判決) 1 公判のすべての段階において、第一審裁判部の少なくとも四名の構成員が出席しなければならぬ。

2 第一審裁判部の決定は、裁判官の過半数によつて行われ、有罪又は無罪の決定及び科される刑罰の決定については、少なくとも三名の裁判官が同意しななければならない。

3 四名まで減員した第一審裁判部が十分な審理の時間の後に決定について合意できない場合には、裁判部は、新しい公判を命じることができる。

4 裁判所の審理は秘密であり、公開されない。判決は書面によるものとし、十分かつ理由を付した事実認定及び結論を掲げる。判決は、ただ一つであるものとし、公開の法廷において行ひ渡す。

第五六条(刑の言い渡し) 1 有罪の場合には、第一審裁判部は量刑に関連する証拠を聴取し、検察官並びに弁護側に対して申立てを行う機会を与え、及び科される適当な刑罰について検討するために、更に審理を行う。

2 刑罰を科すに当たつて、第一審裁判部は、犯罪の重大性及び有罪とされた者の個人的事情等の要因を考慮するものとする。

第四七条(適用される刑) 1 裁判所は、この規程に従つて有罪の判決を受けた者に対して、次の刑罰の一又は二を科すことができる。

- (a) 終身の拘禁刑又は有期の拘禁刑
- (b) 罰金

の条約の締約国であるがその犯罪に関して裁判所の管轄権を受諾していない国は、裁判所に対して被告人を移送しないことと決定する場合には、引渡しを請求する国に対して被告人を引き渡すか又は訴追のために自国の権限のある当局に事件を付託するために、直ちにすべての必要な措置をとる。

(c) その他のいずれかの場合においては、締約国は、その国内法の手続に従って被告人を逮捕し、かつ裁判所に移送することができるかどうか、又は、引渡しを請求する国に対して被告人を引き渡すか若しくは訴追のために自国の権限のある当局に事件を付託するために措置をとるべきかどうかについて、検討する。

被告人の裁判所への移送は、当該の犯罪に関して裁判所の管轄権を受諾した締約国の間では、被疑者を引き渡すか又は訴追のために自国の権限のある当局に事件を付託することを要求するいづれかの条約の条項の完全な履行を構成する。

4 当該の犯罪に関して裁判所の管轄権を受諾した締約国は、可能な限り、他の国からの引渡し請求に対して1に従った要請を優先する。

5 締約国は、被告人が自国により身柄を拘束されており又は管理されている場合、かつ重大な犯罪に関して手続の対象となつていない場合、又は犯罪のために裁判所の科した刑罰に服している場合には、2を履行することを延期することができる。締約国は、要請を受けた後四十五日内、書記に対して延期の理由を通知する。この場合には、要請を受けた国は、(a) この規程に従って公判に出廷する目的で被告人を一時的に移送しようとする旨の通知ができ、又は、(b) 事情に応じた訴追が完了し若しくは放棄された後に、又は服役が終了した後、2を履行する。

6 締約国は、1に従った要請を受けた後四十五日内に、裁判所に対して特別の理由により要請を取り消すことができる。

況において同じ行為によつて当該国の裁判所で有罪の判決を受けた者が恩赦、仮釈放又は減刑の資格を有する場合には、当該国は、その旨を裁判所に通知する。

2 1の通知が行われた場合、受刑者は、裁判所に対して規則に従つて、恩赦、仮釈放又は減刑の命令を求めて申立てを行うことができる。

3 統括部は、2に従つた申立てが一見したところ十分根拠を有すると決定する場合には、有罪判決を受けた者が正義のために恩赦、仮釈放又は減刑を受けるべきかどうか、及び受けるにすればどのような基礎においてかを審理し決定するために、五名の裁判官から成る裁判部を召集する。

4 拘禁刑を宣告するとき、裁判部は、刑罰を執行する国の恩赦、仮釈放又は減刑に関する特定の法に従つて刑罰を執行すべきことを規定することができる。これらの法に従う当該国のその後の行動については、裁判所の同意は、必要ではない。ただし、裁判所は、拘禁の条件又は期限を実質的に変更することとなるいかなる決定についても、少なくとも四十五日前に通知を受けるものとする。

5 3及び4に規定する場合を除くほか、裁判所が宣告した刑罰に服している者は、刑期の満了以前に釈放されてはならない。

附屬書 条約に従つた犯罪第(三)条(参照)

1 次の条約の重大な違反、

(i) 戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する一九四九年八月二日のジュネーヴ条約第五〇条に定めるもの、

(ii) 海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する一九四九年八月二日のジュネーヴ条約第五一条に定めるもの、

(iii) 捕虜の待遇に関する一九四九年八月二日のジュネーヴ条約第三〇条に定めるもの、

すよう求める書面の請求を書記に宛てて提出することができる。この請求に基づいて裁判所が決定を行うまでは、当該の国は、2を履行することを延期することができるが、被告人が自国によって引き継ぎ身柄を拘束され又は管理の下に置かれることを確保するために必要なすべての仮措置をとらなければならない。

5 締約国は、2を履行することを延期することができるが、被告人が自国によって引き継ぎ身柄を拘束され又は管理の下に置かれることを確保するために必要なすべての仮措置をとらなければならない。

5 締約国は、被告人が自国により身柄を拘束されており又は管理されている場合、かつ重大な犯罪に関して手続の対象となつていない場合、又は犯罪のために裁判所の科した刑罰に服している場合には、2を履行することを延期することができる。締約国は、要請を受けた後四十五日内、書記に対して延期の理由を通知する。この場合には、要請を受けた国は、(a) この規程に従って公判に出廷する目的で被告人を一時的に移送しようとする旨の通知ができ、又は、(b) 事情に応じた訴追が完了し若しくは放棄された後に、又は服役が終了した後、2を履行する。

6 締約国は、1に従った要請を受けた後四十五日内に、裁判所に対して特別の理由により要請を取り消すことができる。

5 締約国は、被告人が自国により身柄を拘束されており又は管理されている場合、かつ重大な犯罪に関して手続の対象となつていない場合、又は犯罪のために裁判所の科した刑罰に服している場合には、2を履行することを延期することができる。締約国は、要請を受けた後四十五日内、書記に対して延期の理由を通知する。この場合には、要請を受けた国は、(a) この規程に従って公判に出廷する目的で被告人を一時的に移送しようとする旨の通知ができ、又は、(b) 事情に応じた訴追が完了し若しくは放棄された後に、又は服役が終了した後、2を履行する。

6 締約国は、1に従った要請を受けた後四十五日内に、裁判所に対して特別の理由により要請を取り消すことができる。

4 締約国は、被告人が自国により身柄を拘束されており又は管理されている場合、かつ重大な犯罪に関して手続の対象となつていない場合、又は犯罪のために裁判所の科した刑罰に服している場合には、2を履行することを延期することができる。締約国は、要請を受けた後四十五日内、書記に対して延期の理由を通知する。この場合には、要請を受けた国は、(a) この規程に従って公判に出廷する目的で被告人を一時的に移送しようとする旨の通知ができ、又は、(b) 事情に応じた訴追が完了し若しくは放棄された後に、又は服役が終了した後、2を履行する。

6 締約国は、1に従った要請を受けた後四十五日内に、裁判所に対して特別の理由により要請を取り消すことができる。

4 締約国は、被告人が自国により身柄を拘束されており又は管理されている場合、かつ重大な犯罪に関して手続の対象となつていない場合、又は犯罪のために裁判所の科した刑罰に服している場合には、2を履行することを延期することができる。締約国は、要請を受けた後四十五日内、書記に対して延期の理由を通知する。この場合には、要請を受けた国は、(a) この規程に従って公判に出廷する目的で被告人を一時的に移送しようとする旨の通知ができ、又は、(b) 事情に応じた訴追が完了し若しくは放棄された後に、又は服役が終了した後、2を履行する。

6 締約国は、1に従った要請を受けた後四十五日内に、裁判所に対して特別の理由により要請を取り消すことができる。

4 締約国は、被告人が自国により身柄を拘束されており又は管理されている場合、かつ重大な犯罪に関して手続の対象となつていない場合、又は犯罪のために裁判所の科した刑罰に服している場合には、2を履行することを延期することができる。締約国は、要請を受けた後四十五日内、書記に対して延期の理由を通知する。この場合には、要請を受けた国は、(a) この規程に従って公判に出廷する目的で被告人を一時的に移送しようとする旨の通知ができ、又は、(b) 事情に応じた訴追が完了し若しくは放棄された後に、又は服役が終了した後、2を履行する。

6 締約国は、1に従った要請を受けた後四十五日内に、裁判所に対して特別の理由により要請を取り消すことができる。

書面によるか又は直ちに書面にすることとし、国の権限のある当局と書記の間で取り交わす。締約国はこの目的のために、自国の権限のある当局の名称及び住所を書記に通知する。

2 適当な場合には、通知は、国際刑事警察機構を通じて行うことができる。

3 この部に従つた請求は、適用される限りにおいて次の事項を含む。

(a) 請求の目的及び必要とされる援助の簡明な記述(請求の法的基礎及び理由を含む)、

(b) 請求の主題である者又は必要とされる証拠に関連する、それらの特定を可能とするのに十分に詳細な情報

(c) 請求の基礎にある重要な事実の簡明な記述、及び

(d) 請求が関係する告訴又は被疑事実に関する情報及び裁判所の管轄権の基礎の情報

4 請求を受けた国は、提供された情報が請求に応えるために十分ではないと考える場合には、詳細な追加情報を求めることができる。

5 締約国は、被告人が自国により身柄を拘束されており又は管理されている場合、かつ重大な犯罪に関して手続の対象となつていない場合、又は犯罪のために裁判所の科した刑罰に服している場合には、2を履行することを延期することができる。締約国は、要請を受けた後四十五日内、書記に対して延期の理由を通知する。この場合には、要請を受けた国は、(a) この規程に従って公判に出廷する目的で被告人を一時的に移送しようとする旨の通知ができ、又は、(b) 事情に応じた訴追が完了し若しくは放棄された後に、又は服役が終了した後、2を履行する。

6 締約国は、1に従った要請を受けた後四十五日内に、裁判所に対して特別の理由により要請を取り消すことができる。

第八部 執行

5 締約国は、被告人が自国により身柄を拘束されており又は管理されている場合、かつ重大な犯罪に関して手続の対象となつていない場合、又は犯罪のために裁判所の科した刑罰に服している場合には、2を履行することを延期することができる。締約国は、要請を受けた後四十五日内、書記に対して延期の理由を通知する。この場合には、要請を受けた国は、(a) この規程に従って公判に出廷する目的で被告人を一時的に移送しようとする旨の通知ができ、又は、(b) 事情に応じた訴追が完了し若しくは放棄された後に、又は服役が終了した後、2を履行する。

6 締約国は、1に従った要請を受けた後四十五日内に、裁判所に対して特別の理由により要請を取り消すことができる。